

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、奨学金の貸与を受けて指定保育士養成施設を卒業し、保育士証の交付を受け市内の施設に保育士として就職した者又は奨学金の貸与を受けて看護学校等を卒業後、看護師免許若しくは准看護師免許を取得し市内の施設に看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）として就職した者に対し、当該奨学金の返済に要する費用の一部を補助することにより、当該者の就職後の経済支援を行い、もって市内の施設における保育士及び看護師等の確保及び離職の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 指定保育士養成施設又は看護学校等への就学する時又は在学中に、自己の学費に充てることを主な目的として自己の名義で借り受けた資金のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 日本学生支援機構奨学金
 - イ あしなが育英会奨学金
 - ウ 交通遺児育英会奨学金
 - エ 母子父子寡婦福祉資金のうち、修学資金、修業資金及び技能習得資金
 - オ 社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、国、地方公共団体、民間企業、奨学金貸与機関等により無利子又は低廉な利率で貸し付けられているもので、市長が奨学金に準ずると認めるもの
- (2) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する者をいう。
- (3) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。次号及び第7号において「法」という。）第5条に規定する者をいう。
- (4) 准看護師 法第6条に規定する者をいう。
- (5) 補助対象施設 市内に所在する児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置した施設を除く。
- (6) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成

施設をいう。

(7) 看護学校等 法第21条に規定する大学、学校若しくは養成所又は法第22条に規定する学校若しくは養成所をいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) この要綱による補助を受けたことがない場合 次のいずれの要件にも該当する者

ア 奨学金の貸与を受けて指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業していること。

イ 第7第1項の規定による申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月から翌年2月までの期間又は当該年度の前年度（以下「特定年度」という。）の3月に奨学金の返済を行っていること。

ウ 令和3年4月1日以後に、新たに常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する場合を含む。ウにおいて同じ。）の保育士（保育に従事する者に限る。）又は令和6年4月1日以後に、新たに常勤の看護師等（保育又は看護業務に従事する者に限る。）として補助対象施設に雇用（期間に定めのない者に限る。）され、当該補助対象施設（当該補助対象施設を運営する法人等が運営する他の補助対象施設を含む。）に申請年度の翌年度の4月1日において、保育士又は看護師等として在籍していること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団員排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ この要綱により補助を受けようとする奨学金の返済について他の補助を受けていないこと。

カ その他市長が別に定める要件を満たしていること。

(2) 継続して補助金の交付を受ける場合 次のいずれの要件にも該当する者

ア 前号アからカまでのいずれにも該当すること。

イ 申請年度の4月から翌年2月までの期間又は特定年度の3月に補助対象者が奨学金の返済を行っていること。

(継続補助対象期間)

第4 継続補助対象期間は、雇用された月から補助対象者が補助対象施設において、保育又は看護業務に従事しなくなった（産前産後休暇、育児休業等のうち、市長が適当と認めたものにより保育又は看護業務に従事しなくなった場合を除く。）日の属する月の前月までとする。ただし、補助金の交付を受け始めた月から120月を上

限とする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が申請年度の4月から翌年2月までの期間及び特定年度の3月(第7第1項第2号において「補助対象期間」という。)に奨学金の返済に要した費用(利子を含み、遅延利息、振込手数料、この要綱による補助金以外の補助金等(国、地方公共団体その他の団体(本市を含む。))が交付する補助金等をいう。)を受ける際に当該補助金等の交付の対象となる奨学金の返済に要する費用(利子を含む。)その他市長が不適当と認めたものを除き、1月当たり20,000円までとする。)とする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)と240,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金(新規・継続)交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与(元金及び利息の内訳を含む。)を証するもの
- (2) 補助対象期間に返済した奨学金の金額を証するもの
- (3) 指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業した者であることを証するもの
- (4) 保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し
- (5) 雇用証明書
- (6) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱(平成25年4月1日実施)に規定する誓約書(別記様式)

2 市長は、前号各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金(新規・継続)交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金(新規・継続)不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の継続申請等)

第9 第8の規定により補助金の交付の決定を受けた者で、継続して補助金の交付を受けようとするものは、毎年度指定された期日までに茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金(新規・継続)交付申請書兼請求書に第7第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による継続申請があった場合、市長は第8に準じて補助金を決定し、申請者に対し茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金(新規・継続)交付決定通知書により通知する。

(補助金の交付)

第10 市長は、第8又は第9第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付する。

2 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座への振込みの方法により行うものとする。

(補助金の返還等)

第11 市長は補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 令和4年3月1日から同月31日までに第7第1項の規定による申請を行うものに係る第3及び第5の規定の適用については、第3第1号イ中「までの期間又は当該年度の前年度(以下「特定年度」という。)の3月」とあるのは「までの期間」とし、第5中「までの期間及び特定年度の3月」とあるのは「までの期間」とする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和12年3月31日をもって失効する。

(失効に伴う経過措置)

- 4 この要綱の失効前に第7の規定により補助金の交付申請を行った者に対する第8から第12までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月12日から実施し、改正後の茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に改正前の茨木市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)による補助を受けている者に係る第4の規定に規定する継続補助対象期間については、改正前の要綱により補助を受けた期間を通算する。
- 3 この要綱は、改正前の要綱による補助を受け、この要綱の実施の日前に改正前の要綱第4ただし書に規定する期間を経過した者についても適用する。この場合において、第4ただし書中「補助金の交付を受け始めた月から120月」とあるのは、「120月(改正前の茨木市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱により補助を受けた期間を含む。)」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）交付申請書兼請求書

年 月 日

(申請先) 茨木市長
(請求先)

保育士等奨学金返済支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。
また、当該補助金の交付決定があったときは、指定口座への振込みの方法により当該補助金を請求します。

申請者（請求者） 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	<div style="text-align: right;">⑩</div> ※自署の場合は押印不要						
住所	(〒 -)						
電話番号							
メールアドレス							
奨学金の種類			奨学金 貸与機関名	・日本学生支援機構 ・その他 ()			
補助金振込先口座	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組		口座の種類		
	合				普通・当座・その他		
	支店名	本店 支店 出張所	支店番号	口座番号 (7ケタ)			
	フリガナ						
	口座名義 (※)						

(※) 口座名義は、申請者（請求者）と同一の者としてください。

<添付書類>

- 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与（元金及び利息の内訳を含む。）を証するもの
- 補助対象期間に返済した奨学金の金額を証するもの
- 指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業した者であることを証するもの
- 保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し
- 雇用証明書
- 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

誓約書及び同意書
<p>【誓約事項】</p> <p>保育士等奨学金返済支援事業補助金を申請する奨学金の返済について、他の補助を受けていません。</p> <p>【同意事項】</p> <p>審査のために必要があるときは、私の他の奨学金返済支援による補助金の交付状況等について、調査及び確認をすることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">申請者（請求者）氏名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">※自署の場合は押印不要</p>

住所
氏名 様

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書

茨木市指令 第 号
年 月 日

茨木市長 

年 月 日付け申請の茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金は、次のとおり交付します。

交 付 額	金 円
振込予定年月日	年 月 日

※ 振込日に変更があった場合は改めて通知します。

住所
氏名 様

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書

茨木市指令 第 号
年 月 日

茨木市長 

年 月 日付け申請の茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金は、次の理由により不交付と決定しました。

理 由	
-----	--